

《マルチ取引とは》

「簡単にもうかる」「友人・知人を誘って会員にさせると利益が出る」  
などと勧誘し、商品やサービスを契約させる手口です。  
「ネットワークビジネス」と説明させることもあります。



事例① 友人に誘われて…

ちょっと高いけど  
紹介者を集めれば  
紹介料でたくさん  
稼げるよ！

断りきれず契約。  
借金して商品を購入

友人を紹介することができず、  
商品の在庫と借金が残って  
しまった…

事例② SNSで知り合った人から…

投資しない？

人を紹介すれば  
配当の他に紹介料が  
受け取れるよ！

簡単にもうかると思って契約

はじめは配当が振り込まれたが、  
数か月後には振り込みは停止…  
その後、事業者とは連絡がつかず…

トラブルを防ぐためのポイント

契約する前に冷静に考えましょう

◎簡単に大金を得られることはあり得ません！

「簡単にもうかる」「誰でも稼げる」などといったうまい話は通常あり得ません。  
安易な気持ちで飛びつかないようにしましょう。

◎借金してまで契約しない！

「お金がない」と断っても、相手から「借金してもすぐに取り戻せる」などと勧誘  
されることもあります。不必要な契約は、きっぱり断りましょう。

◎大切な人間関係が壊れてしまうことも！

親しい友人や仲間からの誘いは断りにくいものです。自分がもうかるために、友人  
を誘うことで、友人との金銭トラブルを招くなど、人間関係を壊す恐れがあります。

伊万里市消費生活センター

TEL:0955(23)2136

相談無料です！

10:00~12:00、  
13:00~16:00  
土日祝日、12/28~  
1/3を除く

消費者ホットライン

TEL 局番なし 188 (いやや！)

お近くの相談窓口につながります！

消費者  
トラブルに  
関するご相談は  
こちらまで